

第1編 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 環境総合計画は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例(略称：ふるさと環境条例)の基本理念に基づき、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画として策定しているものです。
- 本県では、ふるさと環境条例及び前計画に基づき、本県が誇る健全で恵み豊かな環境の維持向上を図るため、各分野において取組を推進してきました。取組の推進により、全般にわたり一定の成果が得られた一方で、近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 平成27年には、持続可能な開発目標(SDGs)を含む持続可能な開発のための2030アジェンダや、地球温暖化対策の新たな国際枠組みであるパリ協定の採択など、持続可能な社会の実現に向け、大きな転換点となる合意がなされました。
- また、国内に目を向けると、国において、平成28年度に、新たな温室効果ガスの削減目標を示した地球温暖化対策計画が、平成30年度には、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指した第五次環境基本計画が策定されたほか、産学官を挙げたSDGsの推進等により、持続可能な社会の実現に向けた取組が広がっています。
- 本計画は、国の第五次環境基本計画などの諸計画を踏まえつつ、県民、事業者、行政等が協働して石川の環境を守り育てていくための行動指針としての役割を果たします。

2 計画期間と目標年次

- 環境総合計画は、令和2年度を計画推進の初年度とし、令和7(2025)年度を目標年次とする、6年間の施策の体系や目標について明らかにします。
- なお、環境の状況や社会経済状況の変化に対応するため、計画期間内でも必要な場合は計画の見直しを行います。

3 計画の構成

本計画は、次の2編から構成されています。

●第1編 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画期間と目標年次、計画の構成、計画の推進と進行管理について示します。

●第2編 計画推進のための取組み

計画推進のための取組みについては、ふるさと環境条例の基本理念や基本方針を踏まえ、6つの柱を立てて、それぞれの柱ごとに必要なテーマを設定し、テーマごとに、現状、課題、目指すべき環境の姿、取組の方向性、行動目標を示します。



〈取組みの6つの柱〉

| | |
|----------------------|------------------|
| 地球環境の保全 | 循環型社会の形成 |
| 自然と人との共生 | 生活環境の保全 |
| 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進 | 環境を通じた人づくり・地域づくり |

第1～4章は、環境関連の4分野を網羅し、それぞれについてまとめています。

第1章 **地球環境の保全**は県民、事業者等による温室効果ガスの排出抑制や気候変動の影響への適応等、第2章 **循環型社会の形成**は廃棄物等の排出抑制や循環資源の有効活用等、第3章 **自然と人との共生**は里山里海の保全・利用や種の保存の推進等、第4章 **生活環境の保全**は水・大気環境の保全や環境美化等です。

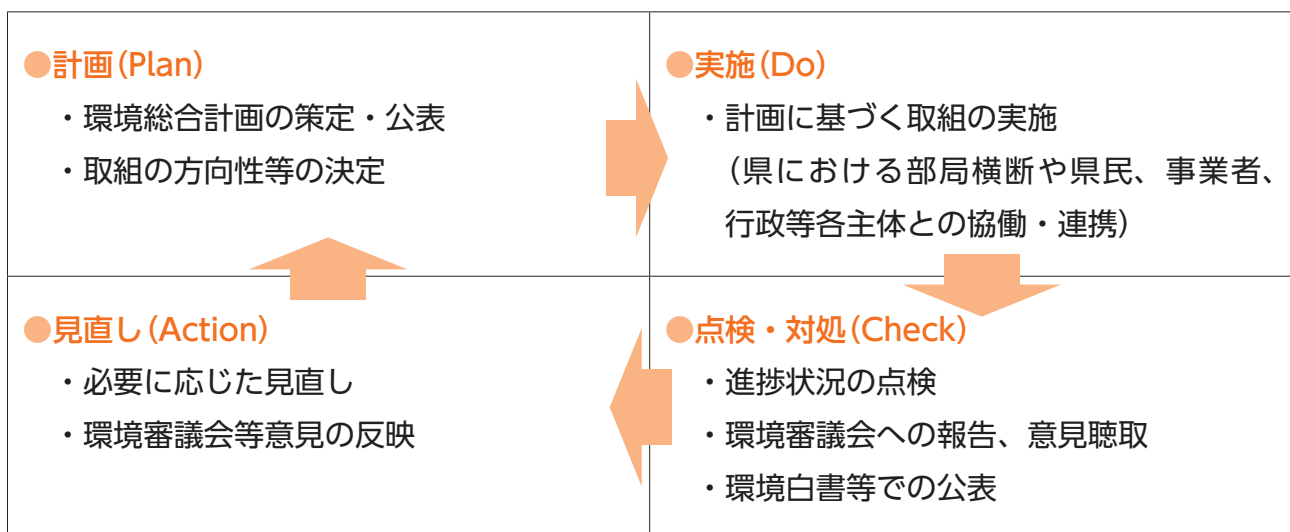
第5、6章は、第1～4章のいずれか又は全てに関わる分野横断的な事項をまとめています。

第5章 **質の高い環境の形成に資する産業活動の推進**は環境に配慮した事業活動や環境ビジネスの推進等、第6章 **環境を通じた人づくり・地域づくり**は環境教育・環境学習の推進や地域資源を活用した持続可能な地域づくり等です。

なお、第5、6章に限らず、例えば食品ロス削減の取組が、廃棄物等の排出抑制のみならず、温室効果ガスの排出抑制にもつながるように、第1～4章で個別に記載している事項も相互に関連し合っており、それぞれの取組を着実に推進することにより、本県環境全体の維持向上を目指します。

4 計画の推進と進行管理

施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく総合体制 (PDCAサイクル)によって、計画の施策を着実に進めていきます。



第2編 計画推進のための取組み



第1章 地球環境の保全

この章は、ふるさと環境条例第21条第2項第3号に定められた「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画」及び同第4号に定められた「気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画」として位置付けます。

1 地球温暖化防止

① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出抑制

【現状】

- 近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴うため、世界全体で地球温暖化対策を進めることは喫緊の課題となっています。
- 平成27年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等を定めています。
- 国は、平成28年5月、パリ協定を踏まえ、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で温室効果ガス排出量26%削減を中期目標とする地球温暖化対策計画を策定し、各種施策を推進しています。
- 国内の温室効果ガス総排出量は、12億9,200万トン(平成29年度)であり、平成25年度比で8.4%の減少となっています。
- 本県の温室効果ガス総排出量は、1,135万トン(平成28年度)であり、平成25年度比で横ばい(0.3%増)となっています。



- 本県は、全国と比較して、産業部門の排出割合が小さく、業務・家庭部門の排出割合が大きいという特性があります。(図1参照)

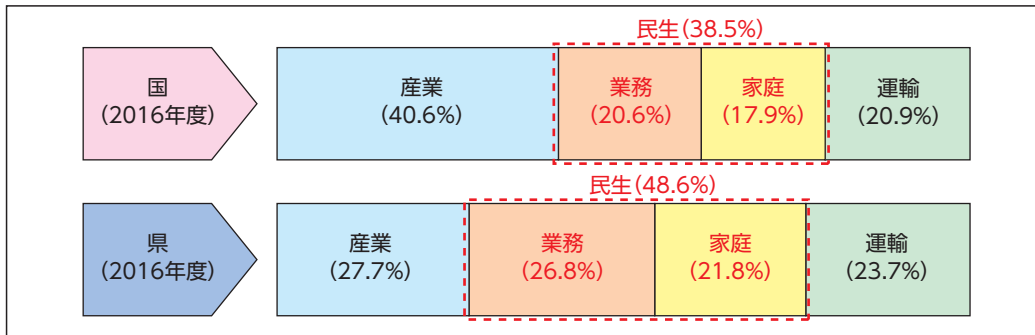


図1 国・県の部門別二酸化炭素排出割合

- *産業部門：製造業、農林水産業、建設業などの第一次・第二次産業の活動に伴うエネルギー消費
- *業務部門：第三次産業やオフィスビルでのエネルギー消費
- *家庭部門：住宅内でのエネルギー消費
- *運輸部門：企業・家庭の人・物の輸送・運搬

- 温室効果ガスをほとんど排出しない再生可能エネルギーに関しては、平成23年3月の東日本大震災以降、エネルギーをめぐる環境が大きく変化する中で全国的に関心が高まり、国が創設した「固定価格買取制度」により、その導入が本県においても急速に進みました。(図2参照)

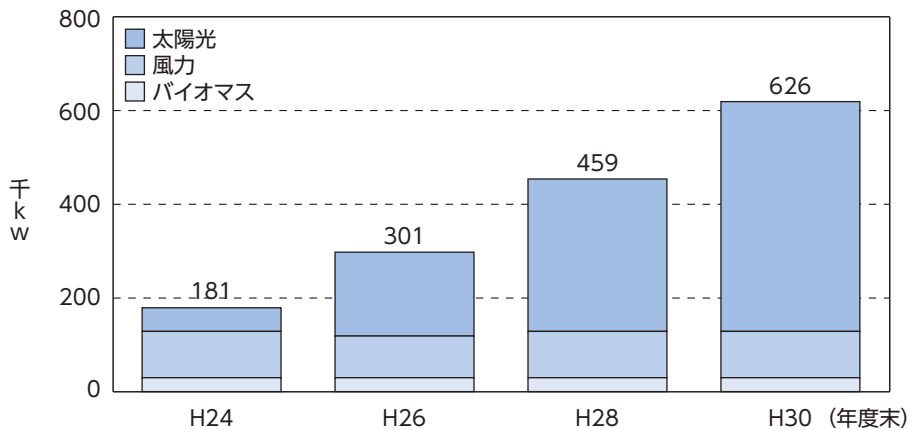


図2 本県の再生可能エネルギー導入量

- 本県では、石川県再生可能エネルギー推進計画に基づき、農業用水を活かした小水力発電の導入や、産官学連携による再生可能エネルギー機器の研究開発・販路開拓支援など、本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入を推進しています。

【課題】

- 温室効果ガスの更なる排出削減に向け、事業者や県民による自主的かつ積極的な省エネルギーの推進に取り組む必要があります。
- 排出割合の大きい業務部門・家庭のほか、エネルギー消費量が多い事業者における取組の強化を図る必要があります。
- 豊富な水資源・森林資源、県内企業の高い技術力などの本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。
- 二酸化炭素に比べて温室効果が非常に高いフロン類についても、排出削減を進めていく必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が、地球温暖化の防止に向けた具体的な行動に取り組み、本県の温室効果ガス排出削減目標を達成しています。
- 本県の温室効果ガス排出削減目標は、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比30%削減を目指します。

〈削減目標設定の考え方〉

- ・平成27年7月、国は、パリ協定に先立ち、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%減とする温室効果ガス排出削減目標(日本の約束草案)を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、平成28年5月、この目標を中期目標とする「地球温暖化対策計画」を策定し、達成に向けて各種施策を推進しています。
- ・この目標は、パリ協定のもと、世界全体での温室効果ガス排出削減に、我が国が貢献していくものです。本県としても、産業や家庭などの各部門(各主体)が国の目標達成に貢献していくことを目指し、国の部門別の削減目標(削減割合)を本県に当てはめて、削減目標を設定しました。(表1参照)



表1 部門別の温室効果ガス排出量の削減目標

(単位：万t-CO₂)

| 区分 | 2013年度 実績値 A | 2030年度 目標値 A×(1+B) | 2013年度比 | 地球温暖化対策 計画における 国の削減目標 | |
|-------|--------------------|--------------------------|---------|-----------------------------|------|
| | | | B | | |
| 産業部門 | 238 | 221 | ▲7% | ▲7% | |
| 業務部門 | 268 | 161 | ▲40% | ▲40% | |
| 家庭部門 | 253 | 152 | ▲40% | ▲40% | |
| 運輸部門 | 245 | 176 | ▲28% | ▲28% | |
| その他 | 発電所等 | 46 | 33 | ▲28% | ▲28% |
| | 廃棄物焼却等 | 19 | 18 | ▲7% | ▲7% |
| | メタン・フロン類等 | 62 | 52 | ▲16% | ▲16% |
| 小計 | 1,131 | 813 | ▲28% | ▲23% | |
| 森林吸収源 | — | ▲16 | | | |
| 合計 | 1,131 | 797 | ▲30% | ▲26% | |

【取組の方向性】

〈県民・家庭〉

●家庭における温暖化対策の具体の行動の促進

- ・継続的に省エネ・省資源などの取組を行う家庭を認定するいしかわ家庭版環境ISOの裾野の拡大と、取組の深化を図ります。

●地域や学校における環境保全活動の推進

- ・省エネ・省資源などの取組を行う地域や学校を認定するいしかわ地域版環境ISOやいしかわ学校版環境ISOの普及拡大を図ります。

●保育所・幼稚園・認定こども園における環境保全活動の推進

- ・エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定を通じ、幼児期からの環境保全に対する意識醸成を図ります。

●いしかわの地域特性に適した省エネ住宅の普及促進

- ・いしかわエコリビング賞の顕彰等を通じ、いしかわの気候・風土の特性を踏まえた省エネ住宅の普及促進を図ります。

●いしかわ環境フェアによる環境への理解の深化

- ・いしかわ環境フェアの開催を通じ、ファミリー層を中心とした環境への理解促進を図ります。

〈事業者〉

●事業者の省エネ等の取組の促進

- ・新たに「いしかわ工場・施設版環境ISO」を創設し、工場や大型施設等を対象に、よりきめ細かく省エネの取組を促進します。

- ・省エネの実践に役立つ情報発信等のサポート充実を通じたいしかわ事業者版環境ISO（以下、工場・施設版を含む）の登録拡大により、中小企業を中心とした事業者の省エネ等の対策を後押しします。

- 県内企業のエコ製品・サービスの開発等の促進

- ・いしかわエコデザイン賞の表彰や、石川県エコ・リサイクル製品の認定を通じ、環境保全に役立つ石川発の優れた製品・サービスの開発等を促進します。

- レジ袋の削減等の促進

- ・スーパーやドラッグストア、コンビニエンスストア等との協定締結を通じ、マイバッグ等の持参やレジ袋の削減、包装の簡素化等のほか、不必要な使い捨てプラスチックの使用抑制を促進します。

- フロン類対策の推進

- ・フロン類を使用する機器の廃棄時等における適正な回収を推進します。

〈自動車〉

- 事業者のエコドライブの推進

- ・エコドライブ推進事業所の認定や講習会の開催等により、事業者のエコドライブ実践を後押しします。

- 次世代自動車の普及促進

- ・いしかわ環境フェア等での展示や試乗会を通じ、次世代自動車の普及促進を図ります。

〈再生可能エネルギー〉

- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入推進

- ・本県の地域特性を踏まえ、地域の活性化や産業振興といった課題解決につながる再生可能エネルギーの導入を推進します。

- ・いしかわ環境フェアやビジネス創造フェアなど、一般県民、事業者等を対象とした展示会等への出展等を通じて、普及啓発を図ります。

- ・「春蘭の里」にモデル的に導入した小水力発電により、エネルギーの地産地消に係る意識の醸成を図ります。

- ・再生可能エネルギーを利用した発電設備等の設置を行う県内中小企業者等に対して金融支援を行います。

- ・次世代産業創造ファンドや東京大学先端科学技術研究センターとの共同研究などの支援策により、産学官連携による再生可能エネルギー機器の研究開発や販路開拓を支援し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。



【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|------------------------|--|--|
| 1 | 家庭版環境ISO認定家庭(エコファミリー)数 | 66,583家庭 (平成30年度末) | 120,000家庭 |
| 2 | 地域版環境ISO認定地域数 | 94地域 (平成30年度末) | 120地域 |
| 3 | 学校版環境ISO認定学校数 | 291校 (平成30年度末) | 県内全校認定 |
| 4 | 事業者版環境ISO登録事業者数 | 807事業所 (平成30年度末) | 1,000事業所 |
| 5 | エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定数 | 全体の4割 (187園) (平成30年度末) | 全体の7割 |
| 6 | 温室効果ガス排出量の削減 | 総排出量：1,131万 t-CO ₂ (内訳) 産業部門：238万 t-CO ₂ 業務部門：268万 t-CO ₂ 家庭部門：253万 t-CO ₂ 運輸部門：245万 t-CO ₂ 発電所等：46万 t-CO ₂ 廃棄物焼却等：19万 t-CO ₂ メタン・フロン類等：62万 t-CO ₂ (平成25(2013)年度) | 平成25(2013)年度比 総排出量：△30% 産業部門：△7% 業務部門：△40% 家庭部門：△40% 運輸部門：△28% 発電所等：△28% 廃棄物焼却等：△7% メタン・フロン類等：△16% (令和12(2030)年度) |



いしかわ地域版環境ISOの取組(グリーンカーテン)



家庭で省エネ・節電に取り組んだ園児への認定制度(いしかわエコレンジャー)の認定証



エコドライブステッカー



いしかわ環境フェアの様子

② 県庁における温室効果ガスの排出抑制(県庁グリーン化率先行動プラン)

【現状】

- 本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、県庁自ら率先して取組を進めるための「県庁グリーン化率先行動プラン(平成12年3月)」を策定し、これに基づく施策を講じてきました。平成25年度と比較した平成30年度の実績は以下のとおりです。(表2参照)

表2 県庁グリーン化率先行動プランの取組結果

| 行動項目 | 平成25年度 実績 | 平成30年度 実績(平成25年度比) |
|----------------------------|--|---|
| ア 省資源、省エネルギーの推進 | | |
| ①電気使用量の削減 | 105,608MWh | 110,320MWh (+4%) |
| ②冷暖房用等燃料使用量の削減 | エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) 20,192t-CO ₂ | エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) 17,782t-CO ₂ (△12%) |
| | 〔 A重油 4,450kL | 〔 A重油 2,889kL (△35%) |
| | 灯油 2,453kL | 灯油 2,249kL (△8%) |
| | 都市ガス 735千m ³ | 都市ガス 1,798千m ³ (+145%) |
| 〔 プロパンガス 58千m ³ | 〔 プロパンガス 52千m ³ (△10%) | |
| ③公用車の燃料使用量の削減 | エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) 4,182t-CO ₂ | エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) 3,607t-CO ₂ (△14%) |
| | 〔 ガソリン 1,574kL | 〔 ガソリン 1,376kL (△13%) |
| | 軽油 206kL | 軽油 160kL (△22%) |
| ④水使用量の削減 | 982千m ³ | 977千m ³ (△1%) |
| イ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 | | |
| ⑤可燃ごみ排出量の削減 | 1,328t | 1,292t (△3%) |
| ⑥用紙類の使用量の削減 | 144,067千枚 | 147,408千枚 (+2%) |
| ウ グリーン購入の推進 | | |
| ⑦環境にやさしい製品の使用 | 99.5% | 99.8% |
| ⑧低公害車の導入 | 250台 | 314台 |
| エ 県有施設のグリーン化推進 | | |
| ⑨省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備 | 70施設 | 79施設 |
| 二酸化炭素排出量の削減 | 90,906t-CO ₂ | 86,808t-CO ₂ (△5%) |

- 本庁舎、県保健環境センター及び県工業試験場において、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得し、これに基づき、省エネ・省資源など環境マネジメントシステムを運用しています。
- 東日本大震災以降の節電の取組として、例えば、本庁舎では、廊下部分の空調停止や消灯、エレベーター内部照明のLED化、空調運転時間の短縮、省エネ型自動販売機の導入などを行い、震災前から約2割の節電を行いました。
- 工業試験場や能登空港ターミナルビル、いしかわ動物園などの施設に太陽光発電を、砂防堰

堤に小水力発電(民間事業者を公募)を導入しているほか、下水処理場において、温室効果ガスであるメタンガスを活用したバイオマス発電を導入することで、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

- その他にも、職員による「県庁エコ通勤の日(月1回)」のマイカー通勤自粛や昼休み・時間外等での不要な照明の消灯、両面印刷や片面使用済みコピー用紙の再利用の徹底、全ての出先機関が「いしかわ事業者版環境ISO」に登録し、県庁全体で温室効果ガスの排出抑制・廃棄物の減量化等に努めています。

【課題】

- 県庁全体において、率先して省エネ・省資源・リサイクルに取り組んでいく必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 県庁全体での省エネ・省資源・リサイクルの率先的な取組を通じ、環境への負荷の少ない社会の構築に寄与しています。
- 県庁全体(出先機関や指定管理者制度導入施設を含む)の温室効果ガスの削減目標は、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比40%削減を目指します。

〈目標設定の考え方〉

- ・国の「政府実行計画」では、庁舎や公用車の使用等に伴う温室効果ガスの令和12(2030)年度の排出量を平成25(2013)年度比40%削減することを目標としています。
 - ・これらを踏まえ、県庁の温室効果ガスの令和12(2030)年度における排出量を平成25(2013)年度比40%削減することを目標とし、目標達成に取り組めます。
- ※目標の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)とします。

【取組の方向性】

- 県庁グリーン化率先行動プランの目標及び行動目標の達成に向け、県庁全体で主に、次の取組を実行します。

〈県有施設の省エネ化等の推進〉

- 再生可能エネルギー・省エネ設備等の導入
 - ・施設の新築及び改修時には、再生可能エネルギー設備を最大限導入するとともに、最新の省エネ設備の導入や断熱化等により、可能な限りエネルギーの消費を抑え、また省資源化に取り組めます。
- 照明のLED化
 - ・県有施設の新築や改修に合わせ、照明のLED化を計画的に進めます。
 - ・道路照明・信号機のLED化を更新時に順次進めます。

● 県有施設全体での環境配慮の推進

- ・ 現在、全ての県の出先機関がいしかわ事業者版環境ISOに登録していますが、指定管理者により管理されている公の施設においてもいしかわ事業者版環境ISOの登録を進め、県有施設全体で省エネ・省資源化の取組を推進します。

〈移動手段の省エネ化の推進〉

● 次世代自動車の導入

- ・ 公用車の更新時には、次世代自動車の技術進歩・普及を踏まえ、適宜、更新方針を見直し、次世代自動車の積極的な導入を推進します。また、次世代自動車がない車種の更新については、低公害車(県が定めるグリーン購入調達方針を満たす車両)を導入します。
- ・ 近距離の移動が多い機関では、電気自動車の導入を検討します。

● エコドライブの推進

- ・ 「ふんわりアクセルスタート(発進から5秒で時速20km)」により、燃費が10%向上することなどを(庁内一斉放送や職員研修時に)職員に周知し、職員のエコドライブ意識を高めます。

[エコドライブの例]

- ・ 不要なアイドリングの停止
- ・ 減速時に早めにアクセルを離す(燃費が2%向上)
- ・ 急発進、急加速を行わないなど、経済的な運転の実施
- ・ タイヤ空気圧の調整など、定期的な車の整備を実施

● 他の行動例

- ・ 公用車の効率的利用を図り、保有台数の見直しを推進
- ・ 出張時は公共交通機関を利用、近距離の場合は徒歩や自転車を利用

〈各庁舎における省エネ化・省資源化〉

● プラスチックごみの削減

- ・ 職員の啓発等により、リサイクルされない使い捨てプラスチックごみの削減に努めます。

[行動例]

- ・ 庁内放送等による持ち込まないことの呼びかけ
- ・ ペットボトルはすすいでラベルやキャップを取る
- ・ 弁当の容器等を洗ってリサイクルに回すなどの徹底
- ・ 県庁の食堂や売店における使い捨てプラスチックの削減を事業者と検討します。
- ・ 会議等において、グラスでのお茶の提供や参加者へのマイボトル持参の推奨等により、ペットボトルで飲料を提供しないことに努めます。
- ・ イベント等の開催時には、参加者にマイバッグ・マイボトルの持参を呼びかける等によるプラスチックごみの減量化に努めるほか、他の廃棄物の減量化や省エネに努めます。

● 可燃ごみの削減



- ・職場におけるごみの分別・リサイクル、可燃ごみの削減を徹底します。

[行動例]

- ・職員の啓発等による、資源である雑がみの分別の徹底
- ・シュレッダー使用は必要最小限とすることを職員に周知など

●食品ロスの削減

- ・県庁の食堂や売店における食品ロスの削減について、事業者と検討します。
- ・食材を無駄なく活用し、光熱水費を抑えた環境にやさしい「エコ料理」についての職員や県民への普及啓発を検討します。

●用紙類の使用量の削減

- ・資料はページ数や部数を必要最小限に抑制します。
- ・両面コピー、縮小コピー、片面使用済みコピー用紙の再利用を徹底します。
- ・庁舎内で開催される審議会等を対象にペーパーレス会議を導入し、会議資料における紙の使用を抑制します。

●ノー残業デーにおける定時退庁の徹底

- ・消灯による電気使用量の削減にもつながることから、ノー残業デーにおける職場ごとの全員の定時退庁を一層推進します。

●グリーン購入の推進

- ・原則、石川県エコ・リサイクル認定製品、エコマーク、グリーンマーク等を含む石川県グリーン購入調達方針に基づき、物品を購入します。
- ・保守業務を含むリース等によりコピー機やプリンタ複合機等を導入する場合についても、石川県グリーン購入調達方針に基づき、利用します。

●職場の省資源、省エネ行動の徹底

- ・引き続き、職場全体としてISO14001及びいしかわ事業者版環境ISOに取り組むとともに、職員一人ひとりが、省資源、省エネ行動を徹底します。
- ・その他の省資源、省エネ行動例

〈電気・冷暖房等燃料使用量の削減〉

- ・空調の設定温度の適正化(冷房28度、暖房19度)及び適正運転(期間、時間等)の徹底
- ・クールビズ・ウォームビズの推進
- ・ブラインド、カーテンの利用による冷暖房効果の向上
- ・昼休み、時間外等での不要な照明の消灯
- ・不要な待機電源や使用していない事務用機器等の電源の切断
- ・コピー機等の事務用機器の適正な配置
- ・省エネ型の事務用機器、照明機器、電気製品の選択
- ・エレベーターの利用を控え、階段を利用

〈水使用量の削減〉

- ・洗面、食器洗い、洗車等における水使用の抑制

- ・定期的な点検による漏水の防止の徹底

〈廃棄物の削減〉

- ・使い捨て商品は可能な限り購入や使用を抑制
- ・詰替え可能な製品や簡易梱包された商品の購入
- ・事務用品は修理して可能な限り長期間使用

〈用紙類の使用量の削減〉

- ・コピー機は使用前後に設定(部数等)をリセットし、ミスコピーを防止
- ・不必要なFAXの送付状は省略
- ・メールの有効活用により、事務連絡などの紙の抑制
- ・個人保有の書類を極力削減し、回覧や電子データとして共有利用するなど、保存書類の削減の徹底
- ・むやみに資料を「作らせない、渡さない、求めない」を徹底
- ・外注印刷物の作成に当たっては、ページ数や部数を必要最小限に抑制

〈職員の環境教育・啓発〉

- ・庁内放送等による省資源、省エネ行動の呼びかけ
- ・環境分野の研修・講演会等の開催、職員への情報提供

〈環境保全活動の実践〉

●環境保全活動に資する公務プラスワン活動の促進

- ・公務プラスワン活動(公務以外の自治会・PTA・民間団体等による地域活動への職員の参加を促す取組)の促進の一環として、海岸漂着物の回収ボランティアや各種清掃活動、森づくりボランティア、竹林伐採等の地域の環境保全に資する活動への積極的な参加を職員に働きかけます。

●公共交通機関の利用促進等

- ・「県庁エコ通勤の日(月1回)」にマイカー通勤自粛を呼びかけるなど、職員の公共交通機関の利用や自転車・徒歩での通勤を推進します。



県有施設に設置した太陽光パネル



電気自動車



【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|---|---|--------------------------------------|
| 7 | 電気使用量 ※指定管理者制度導入施設を含む | 110,320 MWh (平成30年度) | 103,700 MWh |
| 8 | 冷暖房用等燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設を含む | 17,782 t-CO ₂ 〔A重油：2,889 kL 灯油：2,249 kL 都市ガス：1,798 千m ³ プロパン：52 千m ³ 〕 (平成30年度) | 16,715 t-CO ₂ |
| 9 | 公用車の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設を含む | 3,607 t-CO ₂ 〔ガソリン：1,376 kL 軽油：160 kL〕 (平成30年度) | 3,246 t-CO ₂ |
| 10 | 水使用量 ※指定管理者制度導入施設を含む | 977 千m ³ (平成30年度) | 967 千m ³ |
| 11 | 可燃ごみ排出量 ※指定管理者制度導入施設を含む | 1,292 t (平成30年度) | 1,214 t |
| 12 | 用紙類の使用量 ※指定管理者制度導入施設を含む | 147,408 千枚 (平成30年度) | 145,934 千枚 |
| 13 | 公用車への次世代自動車の導入率 (更新車両(警察、特殊車両除く) に占める次世代自動車の割合) ※次世代自動車の生産がない車 種を除く | 33 % (平成30年度) | 100 % |
| 14 | 温室効果ガス排出量の削減(県庁) ※指定管理者制度導入施設を含む | 90,906 t-CO ₂ (平成25(2013)年度) | 平成25(2013)年度比△40 % (令和12(2030)年度) |



廃棄物の分別と可燃ごみの計量

③ 緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

【現状】

- 県土の約7割を占める森林は、木材生産や水源のかん養機能、緑とのふれあいの場を提供するほか、二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化防止の大きな役割を担っています。
 - * 本県の森林面積は286,057ha (H29.3末)
 - 民有林：251,436ha、国有林：34,621ha
 - * 間伐等実施面積 7,021ha (H30)
 - * 木材需要量における県産木材自給率 31% (H30)
 - * 1人当たりの都市公園面積 (H29末) 14.71m²
- 企業や団体が社会貢献活動の一環として、二酸化炭素の吸収源である森林の整備活動¹を行っています。

【課題】

- 手入れ不足の森林の増加を防ぎ、森林の機能が十分に発揮できるような手入れの行き届いた森林となるよう適切な森林経営に取り組むことにより、森林吸収を推進していく必要があります。
- その一環として、森林・林業に対する県民の意識啓発と県民参加の森づくり運動を推進していくことが必要です。
- また、県産木材を活用した住宅供給や県産木材の新商品開発等による木材需要を活発化させ、県産木材及び木質バイオマスの利用が促進されるような対策を講ずることによって、二酸化炭素の固定を進めていくことが必要です。
- 農地においても、たい肥等の有機物の施用による土づくりにより、炭素の貯留を促進する必要があります。
- 住宅又は事業所の敷地内や、都市全体での緑化を進める必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 多様で健全な森林の整備・保全が図られ、農地の土づくりや市街地の緑化とあいまって、二酸化炭素の吸収・固定が進んでいます。

【取組の方向性】

- 多様で健全な森林の整備・保全
 - ・ 成熟しつつある人工林資源を適切に利用しながら森林整備を推進します。
 - ・ 県民生活の安全・安心を確保する治山対策を推進します。

¹ 森林でなかった土地での植林、育成林・天然生林の整備・保全、たい肥等の有機物の施用による農地の土づくり、都市緑化等が対象



- ・病虫害等による森林被害を防止するとともに、抵抗性クロマツの植栽等により海岸林を再生します。
- ・森林ボランティア活動など、県民全体で支える森林づくりを推進します。

●低コストで安定的な県産木材供給体制の整備

- ・森林施業の集約化や高密度路網の整備、高性能林業機械の導入等により、生産性の向上を図ります。
- ・あすなろ塾において、間伐材等の効率的な生産・抛出のための技術の習得等を支援します。

●県産木材の利用促進

- ・県産木材供給量の拡大を図るため、製材・合板工場の加工能力の強化を図ります。
- ・公共建築物や土木工事、一般住宅等への県産木材の利用を促進します。
- ・未利用材の木質バイオマス資源としての有効利用を促進します。
- ・県民総参加による木づかい運動を推進します。

●環境保全型農業の推進

- ・たい肥の使用や緑肥の作付等、バイオマス資源の多様な利活用により、化学肥料・農薬の削減に努めます。

●市街地における緑化の推進

- ・県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めます。
- ・適切な街路樹の維持管理を行います。

【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|---------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 15 | 民有林における適切な森林整備・管理による「森林経営」の実施面積 | 6.6万 ha (平成30年度末) | 12万 ha |
| 16 | 間伐等実施面積 | 7,021 ha (平成30年度) | 4,026 ha以上 |
| 17 | 木材需要量における県産木材の自給率 | 31 % (平成30年) | 40 % |
| 18 | 緑の基本計画策定市町数 | 12市町 (平成30年度末) | 17市町 (緑の基本計画策定対象となる全市町) |



森林整備ボランティアの様子



農村ボランティアの様子

2 気候変動の影響への適応

【現状】

- 将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなることが予測されています。
- 気象庁による本県の21世紀末の予測は以下のとおりです。
 - ・ 石川県の年平均気温は約4℃上昇し、金沢市の年平均気温は現在の鹿児島市と同程度になります。
 - ・ 石川県では日最高気温35℃以上となる猛暑日(現在平均2.3日)が20日程度増加し、日最低気温0℃未満となる冬日(現在平均26.2日)はほぼなくなります。
 - ・ 全国平均で、日降水量200mm以上の大雨の発生回数及び滝のように降る雨(1時間降水量50mm以上)の発生回数は、2倍以上になります。
 - ・ 年最深積雪及び年降雪量は、特に、本州日本海側での減少が大きくなります(降雪量については、将来も現在の気候と同程度となる年があり得ます)。
- 「適応」とは、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図るもので、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と適応策は、「車の両輪」と位置付けられます。(図3参照)



図3 緩和と適応の関係

- 本県において現在生じている、もしくは将来生じる可能性がある気候変動の影響は以下のとおりです。

【農林水産業】

- ・ 夏季の気温上昇により、コメやリンゴ、ブドウ、トマト等の品質や収量への影響が発生しています。
- ・ 七尾湾では、稚魚類の生育場であるアマモ場の衰退や、貧酸素水塊の発生が見られ、資源の減少、養殖カキのへい死など、漁業への影響が懸念されています。

**【水環境・水資源】**

- ・湖沼等の水環境について、将来的な水温上昇に伴い、水質の変化が生じる可能性が考えられます。
- ・将来的な降水や積雪の変化に伴い、水資源への影響が考えられます。

【自然生態系】

- ・高山帯・亜高山帯では、将来的な気温上昇に伴い、高山植物の開花時期の早期化や多年性雪渓の減少・消失の可能性が考えられます。
- ・ライチョウの生息適地の減少が指摘されています。
- ・積雪量の減少等の影響により、イノシシの生息域が県内全域に拡大しています。

【自然災害】

- ・将来的な気温上昇に伴い、洪水発生リスクの上昇が示唆されています。
- ・海面上昇や台風の強度の増加により、高潮や海岸侵食のリスクの上昇が示唆されています。
- ・北陸地方では、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生頻度が増加しており、林道の崩壊や道路通行止め等、交通網に支障が生じています。

【健康】

- ・夏季の気温上昇に伴い、熱中症による救急搬送者数が増加傾向にあります。
- ・国内において、デング熱、チクングニア熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域が北上していることが示唆されています。

【課題】

- 気候変動が一因と考えられる異常気象を想定した対応に、引き続き取り組む必要があります。
- 国等との連携により、気候変動に関する情報の収集と県民等への提供を進める必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 気候変動の影響に対する適応策の推進を通じ、被害が防止・軽減され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【取組の方向性】

- 気候変動の影響に対する適応策の推進

【農林水産業】

- ・大学及び他産業等との連携により、農産物の品質・収量の低下防止技術を確立・普及するとともに、長期的な視点に立った新品種や新技術の開発に取り組みます。
- ・海況予測モデル等により、海洋環境変化に対応した漁業生産活動の構築に取り組みます。

【水環境・水資源】

- ・湖沼等の公共用水域の水質の監視を行います。
- ・地下水位、地盤変動の監視を行います。

【自然生態系】

- ・高山帯及び亜高山帯でのモニタリングを継続して実施します。
- ・ライチョウの種の保存に貢献するため、いしかわ動物園での飼育・繁殖に取り組みます。
- ・有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟セミナーや捕獲技術習得研修等を実施します。

【自然災害】

- ・水害を未然に防ぐため、堤防整備や河川の拡幅などの抜本的な対策を行うとともに、即効性のある堆積土砂の除去等に取り組みます。
- ・水害時の逃げ遅れを防ぐため、国が示す最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域図の作成・周知や、避難時間を確保するための堤防舗装の実施等に取り組みます。
- ・高潮・高波による海岸侵食に備え、海岸保全施設の維持管理を行うとともに、沖合施設や海岸防災林の計画的な整備を推進します。
- ・土石流・地すべり等に備え、市町と連携した警戒避難態勢の強化や、治山施設整備等を推進します。

【健康】

- ・熱中症の予防策や注意点について、関係機関と情報交換するとともに、県民に対する周知徹底を図ります。
- ・蚊媒介感染症について、関係機関と連携し、会議・研修会の開催や、予防方法等の普及啓発、対応マニュアルの作成等の対策を推進します。

●気候変動の予測、影響及び適応策等に関する情報の収集・提供

- ・県庁関係部局による連絡会において、各分野における適応情報を収集するとともに、国や他県の動向等の情報を共有します。
- ・国や金沢地方気象台、大学等との連携により、本県における気候変動の予測等の情報収集を行います。
- ・県民や事業者が適応策を検討・実施する際に役立つ、気候変動予測やその影響、各分野の適応策等について、積極的な情報提供を行います。



【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|-------------------------|------------------|--------|
| 19 | 気候変動に対応した新品種・新品目の開発・導入数 | 2品種 (平成30年度末) | 6品種・品目 |



高山植物の開花時期の調査



地すべり防止用アンカー



着工前



着工後

金腐川漆橋(下流)の堆積土砂除去



第3章 自然と人との共生

1 地域の特性に応じた自然環境と生物多様性の保全

① 自然公園の適切な保護管理

【現状】

- 石川県は、海から高山まで、多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。白山のブナ林や高山植物群落、能登半島や加賀の海岸景観、里山や水辺などの身近な自然まで、美しい変化に富んだ自然景観も残されています。これらは県民共有の貴重な財産であり、県民の誇りです。
- 特に白山は、日本三名山の一つに数えられ、クロユリやハクサンコザクラなどの高山植物群落やブナの原生林が広がり、イヌワシやツキノワグマなどの野生動物の宝庫として国際的にも高い評価を得ています。
- 石川の優れた自然環境や自然景観を有する地域を保護していくため、自然公園（国立公園：25,735ha、国定公園：10,453ha、県立自然公園：16,376ha）と自然環境保全地域（特別地区：938.0ha、普通地区：112.5ha）が指定され、これらの面積の合計は53,615haと県土面積の12.8%を占めています。（図9参照）
- 自然公園内における登山道や施設の適切な維持管理に努めるとともに、法令に基づき自然の風景地の保護や適正な利用を図っています。



白山室堂ビジターセンター



能登半島国定公園 (九十九湾)



越前加賀海岸国定公園 (鹿島の森)



能登半島国定公園 (見附島)

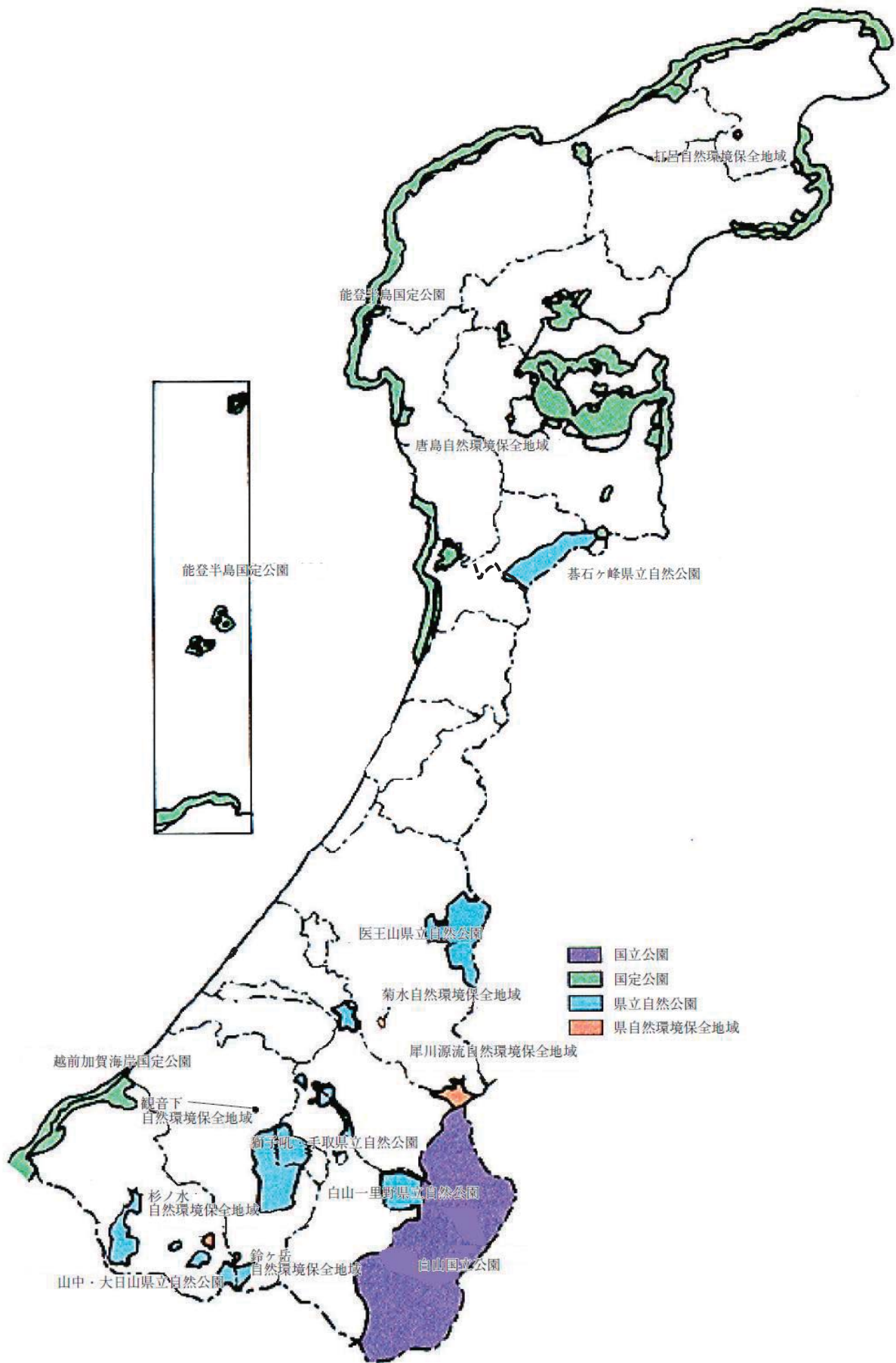


図9 自然公園と自然環境保全地域の指定現況図

【課題】

- 県民が自然と触れ合い、心身のリフレッシュを図る場である自然公園施設の適切な管理や利用を進めていく必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 自然公園等の優れた自然環境や自然景観が適切に保護管理されるとともに、県民が利用しやすい環境が整っています。

【取組の方向性】

- 自然公園等の適切な保護・管理、利用の推進
 - ・ 自然公園法等に基づき、一定の行為について規制するなど適切に管理を行います。
 - ・ 宿泊施設や登山道、避難小屋など自然公園施設の適切な維持管理を行います。
 - ・ 老朽化した自然公園施設の計画的な更新により、魅力を高め、利用の促進を図ります。
 - ・ 利用の集中等による自然環境への負荷を低減するための対策を講じます。
 - ・ 自然公園巡視員などと協力し、自然の中で活動する際のルールを徹底し、マナーの向上を図ります。
 - ・ 自然公園等での自然観察活動を支援します。

【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|------------------|-----------------------|---------|
| 37 | 自然環境保全地域と自然公園の面積 | 53,615 ha (平成30年度) | 現状を維持 |
| 38 | 自然公園利用者数 | 5,930千人 (平成30年度) | 6,600千人 |



白山ユネスコエコパーク

白山ユネスコエコパークは、1980年に登録された、日本で最初のユネスコエコパークの一つです。世界自然遺産が手つかずの自然を厳格に保護することを主目的とするのに対し、ユネスコエコパークは、自然と人の調和と共生を目的とした取組であり、白山ユネスコエコパークは、石川県白山市、富山県南砺市、福井県大野市・勝山市、岐阜県高山市・郡上市・白川村の4県7市村や、関係するNPO等が中心となって、白山の豊かな自然を守りつつ、地域の持続可能な発展を目指しています。

白山ユネスコエコパークの共通のシンボルである白山は、豊かな自然環境に恵まれており、「ハクサン」の和名を冠する植物が多く見られるなど、高山植物の宝庫であるとともに、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イヌワシ等の保護を要する動植物が生息する広大なブナ林が広がっています。また、世界有数の豪雪地帯の1つであり、その降り積もった雪が春から夏にかけ溶け出し、手取川を含む4水系に豊富な水を供給しています。

さらに、白山は、古くより信仰の対象とされており、白山の山麓では、世界文化遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」や白山市白峰重要伝統的建造物群保存地区等に見られるように、山の恵みを活かし、それに適応した生活や文化が営まれてきました。



ニホンカモシカ



ハクサンフウロ

② 里山里海の保全・利用

【現状】

- 雑木林や農地、湿地など、人との関わりの中で形成・維持されてきた里山は、県土の約6割を占める身近な自然環境であり、水源かん養等の公益的機能や生物多様性の確保の面から、その重要性が認識されてきています。
- しかし、生活様式や産業構造の変化等の影響による里山里海の経済的価値の低下や、過疎・高齢化の進行に伴い、人の営みによって形成・維持されてきた里山里海が荒廃しています。
- 少子高齢化や農林水産物価格の低迷、収益性低下等により、農林水産業の担い手が不足しています。

【課題】

- 豊かな自然環境や暮らしを支える森・里・川・海の連環に配慮した生態系の保全・再生が必要となっています。
- 里山里海の保全において、地域住民や行政だけではなく、都市住民やNPO、企業など、多様な主体の参画を促進する必要があります。
- 里山里海の保全に加え、地域資源を活用した生業創出や地域づくりなど、里山里海における新たな価値の創造を進めていく必要があります。
- 里山里海における農林水産業の担い手の確保・育成や、地域の課題・問題に実践的に対応できる多様な人材の育成・活用が求められています。

【目指すべき環境の姿】

- 多様な主体が里山里海づくりに参画するとともに、地域資源を活用した新たな価値の創造が図られることにより、里山里海の保全や活性化につながっています。

【取組の方向性】

- 多様な主体の参画を促進するための制度や取組の推進
 - ・ 企業、団体、NPO、学校等が実施する里山里海の保全・利用に係る取組を県が認証する、いしかわ版里山づくりISO制度により、多様な主体の活動への参画を促します。
 - ・ いしかわり山ポイント制度により、ボランティアによる里山里海の保全活動参加者の裾野の拡大を促します。
 - ・ 都市住民等が参加する農村ボランティア制度等の活用により、中山間地域における農地の保全など、地域住民と共同で取り組みます。
- 里山里海の資源を活用した生業創出や地域づくりの推進
 - ・ いしかわり山振興ファンドを活用し、里山里海の地域資源を利用した地域活性化につながる民間の取組などに対して支援を行います。



- ・いしかわ景観総合条例に基づく景観形成重要地域等の指定を通して、里山里海景観の保全・創出を継続します。
 - ・スローツーリズムの推進により農村地域への誘客の促進を図ります。
 - ・農林水産物のブランド化、環境保全型農業の推進など、地域の特性を活かした農林水産業の振興を図ります。
 - ・世界農業遺産国内認定地域と連携した相互交流や魅力発信等の取組を実施し、世界農業遺産「能登の里山里海」の魅力発信等を行います。
- 環境保全活動や農林水産業を担う多様な人材の確保・育成・活用
- ・環境保全活動の指導者を養成します。
 - ・いしかわ耕稼塾、あすなろ塾、わかしお塾により、農林水産業を担う人材の確保・育成を図ります。
- 地域の生きものの生態に十分配慮した生態系保全の取組の推進
- ・可能な限り自然の特性やメカニズムを取り入れ、魚道の設置や多段式の落差工を採用するなど、多自然川づくりを推進します。
 - ・環境に配慮した土地改良事業を継続して実施します。
 - ・生きものと共生した環境保全型農業を推進します。
 - ・適切な森林整備や県産木材の利用促進を図ります。
 - ・水辺や沿岸環境の保全・再生を推進します。
 - ・海浜の清掃活動等による海岸環境の維持・回復など、里海の保全を推進します。

【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----------|---------------------------------|---|---|
| 39 | いしかわ版里山づくりISO認証団体数 | 300団体 (平成30年度末) | 400団体 |
| 40 | スローツーリズム(農家民宿・レストラン)の年間利用者数 | 19,180人 (平成30年度末) | 20,000人 |
| 41 | 環境保全型農業の取組面積 | 8,622 ha (平成30年度) | 13,600 ha |
| 42 | 農林水産業の新規就農者数 | 183人 (農業：125人、林業：21人、漁業：37人) (平成30年度) | 190人 新規就農者数 120人/年 新規林業就業者数 30人/年 新規漁業就業者数 40人/年 |
| 43 再掲 | 民有林における適切な森林整備・管理による「森林経営」の実施面積 | 6.6万 ha (平成30年度末) | 12万 ha |
| 44 再掲 | 間伐等実施面積 | 7,021 ha (平成30年度) | 4,026 ha以上 |
| 45 再掲 | 木材需要量における県産木材の自給率 | 31 % (平成30年) | 40 % |

2 種の保存の推進

【現状】

- 近年、人間の活動に伴う環境への負荷の増大や里山等の管理不足などにより、希少野生動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。
- また、国内外から様々な動植物が移入され、在来種との競合や在来種の捕食などにより、地域固有の生態系に対する影響が増大しています。

＊いしかわレッドデータブック掲載の絶滅種 15種

＊ふるさと環境条例に基づき指定する希少野生動植物種 20種

- 県では、絶滅のおそれのある種のうち、本県にゆかりが深く、国の特別天然記念物でもあるトキやライチョウの種の保存に取り組んでいます。

【課題】

- 本県の生物多様性の確保を図るため、引き続き希少野生動植物の実態を把握し、その保全や普及啓発に努めていく必要があります。
- 外来種による地域固有の生態系への影響を把握し、自然環境や人に被害を及ぼす外来種の防除対策を講じるとともに、県民への情報提供や普及啓発に努めていく必要があります。
- 白山など生態系の保全上特に重要な地域においては、絶滅のおそれのある動植物種の調査研究や保全対策を進めるとともに、外来種によるかく乱状況の把握と、その抑制対策など生態系の保全についての対策を講ずる必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 希少な野生生物に対する適切な保全対策が講じられるとともに、外来種による生態系等への影響が低減され、地域の生物多様性が確保されています。

【取組の方向性】

- 希少野生動植物等の保全対策の推進
 - ・希少種保全推進員によるモニタリング調査など県指定希少野生動植物種の生息・生育状況の把握を行います。
 - ・絶滅の危険性が高い種の保護増殖事業を実施します。
 - ・環境影響評価制度の適正な運用等により、絶滅のおそれのある野生生物(いしかわレッドデータブック掲載種)の保全を図ります。
 - ・トキやライチョウの飼育・繁殖に取り組み、種の保存に貢献するとともに、公開展示等により、希少種保護や自然環境保全への意識醸成に努めます。
- 外来種対策の推進
 - ・外来種の実態把握を行うとともに、生態系や人の生命・身体、農林水産業等に悪影響を及



ほす外来種の防除に努めます。

- ・外来種が及ぼす影響や生息状況について、動物園や昆虫館、中宮展示館などでの展示や、ホームページ等により、県民への普及啓発や情報提供に努めます。

【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|-----------------------|-----------------|-----|
| 46 | 「いしかわレッドデータブック」掲載の絶滅種 | 15種 (令和元年度末) | 維持 |

コラム

金沢市生物多様性市民ウォッチャー制度について

市民ウォッチャー制度は、金沢市の豊かな自然環境を次世代に継承していくために導入された制度です。

金沢市から登録を受けた市民ウォッチャーは、希少な生きものや生態系に悪影響を及ぼす外来生物を含め、市内に生育する全ての動植物を対象に、見つけた生きものの写真を撮り、名前や見つけた場所等と合わせて報告します。

金沢市では、市民ウォッチャーから収集した情報を基に、生きものの生息・生育情報をデータベース化し、その一部を公開するとともに、希少な生きものの保全や外来種駆除などの対策の検討に活かしています。



いしかわ動物園「トキ里山館」のトキ



いしかわ動物園「ライチョウの峰」のライチョウ



©石川県ふれあい昆虫館
シャープゲンゴロウモドキ



オキナグサ

3 野生鳥獣の保護管理の推進

【現状】

- 石川県は、高山帯を持つ白山を擁するなど、変化に富んだ自然環境の中で多種多様な野生生物が生息しています。
一方、特定の野生鳥獣の生息域の拡大により、生活環境や農林業等に係る被害が一層深刻な状況となっています。
- ニホンザルについては、群れごとに農作物被害や生活環境被害の状況等に応じた管理を行うこととしていますが、近年、人や集落に害を加える事例が増加しています。
- ツキノワグマについては、近年、人身事故や林木被害、市街地への出没が発生しています。
- イノシシについては、急速な生息数の増加と生息域の拡大が生じており、農林業等への被害が深刻な状況となっています。

*イノシシ推定個体数 : H29 約29,000頭(中央値)

農林業被害額 : H30 115,699千円

*被害発生市町は、H10の1市(加賀市)から、H25以降は県下全域へと拡大

- ニホンジカについては、近年、隣県において生息数が増加し、生息域が北上していることから、本県における生息数の増加や生息域の拡大と、それに伴う農林業や生態系への被害が懸念されています。

*ニホンジカ推定個体数 : H30 約4,400頭(中央値)

農林業被害額 : H30 62千円

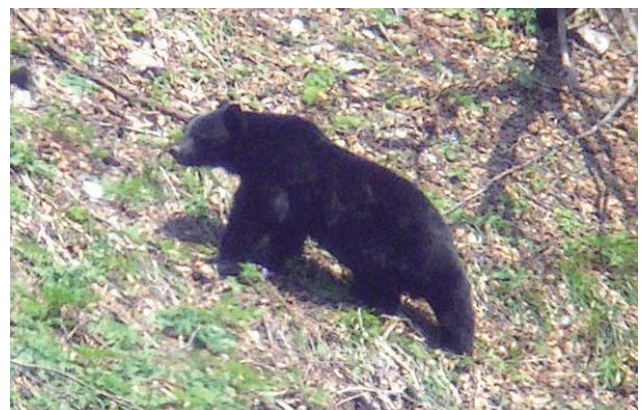
- 県内の狩猟者数は近年、増加していますが、高齢化も依然として進行しています。

【課題】

- 野生鳥獣の保護に加え、特定鳥獣の積極的な管理と被害防止対策により、人と野生鳥獣の棲み分けを図る必要があります。
 - ・ニホンザルについては、更なる加害個体の捕獲や被害防止対策の取組が必要です。



ニホンザル



ツキノワグマ



- ・ツキノワグマについては、里山林や荒廃地の整備、適正な個体数管理により、白山・奥美濃地域の個体群の安定的な維持と人身被害等の防止を図ることが必要です。
- ・イノシシ及びニホンジカについては、生息状況及び被害発生状況を正確に把握し、個体群管理・被害防除対策等を総合的に実施する必要があります。
- ・特にイノシシについては、個体数の減少と被害の軽減を図る必要があります。
- 狩猟の適正化を図るとともに、狩猟者の高齢化が進行する中で、有害鳥獣の捕獲体制を将来にわたって維持するため、狩猟者の確保・育成を図る必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 野生鳥獣の適切な保護と管理により、生活環境や農林業等への被害等が減少し、人との棲み分けが図られています。

【取組の方向性】

- 野生鳥獣の保護と積極的な管理
 - ・特定鳥獣管理計画に基づく個体数等の適正な管理を実施します。
 - ・人身被害や農林業被害等を防止するため、鳥獣被害対策の充実・強化を推進します。
 - ・捕獲したイノシシ等の獣肉の利活用を推進します。
- 有害鳥獣等の捕獲の担い手の確保・育成
 - ・有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保を推進するため、セミナー等を通じた狩猟の魅力発信を行います。
 - ・狩猟者の育成を図るため、捕獲技術の向上のための研修等を実施します。

【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|-----------------|--|--------|
| 47 | 農林水産業被害・人身被害の防止 | ・クマによる人身被害：2件 ・農林業被害：131百万円 (面積：約138 ha) (平成30年度) | 被害量の減少 |
| 48 | 若手狩猟者(50代以下)の割合 | 45 % (平成30年度) | 50 % |
| 49 | 捕獲イノシシのジビエ利活用率 | 7 % (平成30年度) | 10 % |

4 自然とのふれあいの推進

【現状】

- 私たち人間は、生物多様性から様々な恵み(生態系サービス)を受けて暮らしています。
- しかし、生物多様性という言葉は難しく、私たちの生活と結び付けて理解するのはなかなか困難です。
- 自然と人とが共生するいしかわづくりを進めるため、民間と行政とのパートナーシップによるいしかわ自然学校を開校し、様々な自然体験型環境教育プログラムを提供するとともに、これらのプログラムを企画・実施する指導者の養成を進めています。
 - *平成30年度いしかわ自然学校全体の年間参加者数 39,212人
(653プログラム)
 - *平成30年度いしかわ子ども自然学校の年間参加者数 7,286人
 - *平成30年度いしかわ自然学校インストラクター数 213人
- 自然との豊かなふれあいの場を確保するために、自然公園施設や健民自然園、森林公園等の保健休養林施設の整備に努めています。

【課題】

- 里山などの身近な自然に親しむ場の整備と多彩な自然を体験する機会づくりを行う必要があります。
- いしかわ自然学校におけるプログラム内容の充実を図るため、能力の高い指導者を養成し、確保する必要があります。
- 生物多様性に関する理解を深めるため、その意義と重要性を普及啓発していく必要があります。

【目指すべき環境の姿】

- 本県の多彩な自然を活かした体験等を通じて、生物多様性の重要性に関する理解が深まるとともに、自然から楽しく学び、自然を大切に思い行動する人が育まれています。

【取組の方向性】

- 自然とふれあう場や機会の充実
 - ・ いしかわ自然学校において、多彩な自然体験プログラムを提供します。
 - ・ 自然体験プログラムを企画運営する指導者を養成するとともに、その能力向上を図ります。
 - ・ 保育所・幼稚園等による里山での自然体験活動を推進します。
 - ・ 自然公園やふれあい施設の整備・利用の促進に努めます。
- 生物多様性に関する普及・啓発の充実・強化
 - ・ グリーンウェイ運動を通じ、生物多様性保全の意識醸成を図ります。



・いしかわ動物園やふれあい昆虫館、のとじま水族館、のと海洋ふれあいセンターなど、展示やイベントを通じて分かりやすく学ぶことができる場の充実・強化を図ります。

【行動目標】

| No | 指標名 | 現状 | 目標値 |
|----|-------------------|-----------------------------|---------|
| 50 | いしかわ自然学校の年間参加者数 | 39,212人 (平成30年度) | 43,000人 |
| 51 | いしかわ自然学校インストラクター数 | 213人 (平成30年度末) | 250人 |
| 52 | 里山子ども園の参加園数 | 全体の5割 (203園) (平成30年度) | 全体の6割 |



ヤドカリ学級 磯の観察



白山まるごと体験教室 白山ろくけものセミナー